

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

にかほ市の総人口は、昭和 30 年の 35,944 人がピークであった。その後、一時的に増加する年があったものの、平成 2 年以降は一貫して減少が続き、平成 17 年国勢調査では、28,972 人と 3 万人を大きく割るに至り、令和 2 年の同調査においては、23,435 人と減少ペースが加速している。

今後も若者の市外流出などによる人口減少や少子高齢化は止まらなると見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計人口によると、令和 22 年の本市人口は、15,689 人と推計されている。

また、当市の産業構造（令和 2 年国勢調査時）は、第一次産業が 8.9%、第二次産業が 40.8%、第 3 次産業が 50.3%で、就業者総数は 11,543 人となっている。

製造品出荷額は、令和 2 年度で総額 1,327 億円となっており、その 63%を電子部品・デバイス・電子回路製造業が占め、関連する金属部品加工等を加えると、95%を超える。当市に立地する製造事業者は 150 社を超え、その 9 割は中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小事業者が占めているが、平成 20 年の経済不況による大手製造業企業の工場再編による影響などから、製造品出荷額は、3,039 億円（平成 20 年度）の 44%減までに落ち込んでおり、これに伴い、従業員数も大幅な減少となっている。（引用：令和 3 年経済センサス活動調査）

市内の中小事業者の人手不足や将来の事業継承等は深刻な課題となっており、このままの状態が続けば、域内の産業基盤の低下から、市内全体の活力が失われかねない状況である。

また、円安の進行により輸出企業には追い風となる一方、原材料の価格高騰等がコストを圧迫している。さらに、各国の関税強化等も地域経済に影響を与えており、先行きの不透明感が増している。スマートフォンや自動車向けの半導体需要の持ち直しの動きが弱く、今後の動向を注視している状況だ。

このようなことから、生産性を抜本的に向上させることで、人手不足や生産設備の能力不足等による受注機会損失の改善を図るとともに、用途や規格の多様化、最終消費者が求めるニーズ変化に対応し、域内の産業基盤を強化することが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上や受注増加、異業種の新規開拓などを図り、技術力と企業価値を高めながら経済発展していくことで、秋田県内はもとより、日本を代表するものづくりのまちを目指す。

これを実現するため、本計画期間中に、先端設備等導入計画を5件程度認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市産業は、域内に数多く集積する製造業に加え、農林水産業、サービス業と多岐に渡っており、この多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、多様な分野の設備投資を支援していく必要がある。

従って、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市は、大手電子部品メーカーを中心に取引先や関連する製造業が数多く集積する地域である。平成17年10月に三町の合併により誕生したまちで、西に日本海、南に鳥海山を抱き、域内産業は沿岸、内陸、山間部と広域に渡って立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市産業の内訳は、製造業のほか、農林水産業、サービス業と多岐に渡る。多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、本計画においては全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた企業の取り組みは、AI・IoTの導入による業務効率化や生産設備の能力向上、省エネの推進等、その目的により様々であると見込まれる。

従って、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月26日～令和9年6月25日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入にあたり、雇用の安定を前提に生産性の向上を後押しする観点から、導入前よりも人員が削減される先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

健全な地域経済の発展を目的に、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

納税の円滑化及び公平性への配慮を目的に、市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。